

## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について (概要)

### 1. 背景

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、協定規則のうち、新たに「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第 110 号）」を採用することとしました。また、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 170 回会合において、「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」、「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第 44 号）」（以下「旧チャイルドシート規則」という。）、「年少者用補助乗車装置に係る新協定規則（第 129 号）」（以下「新チャイルドシート規則」という。）、「二輪の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」等の改訂が採択されたところです。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

### 2. 改正概要

#### I. 道路運送車両の保安基準等の改正

##### (1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置等に関する改正（細目告示第 20 条、第 98 条、第 176 条関係）

「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車の安全基準に係る協定規則（第 110 号）」の採用に伴い、以下のとおり基準を改正します。

##### 【適用範囲】

- 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下「CNG 自動車」という。）
- 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下「LNG 自動車」という。）

##### 【改正概要】

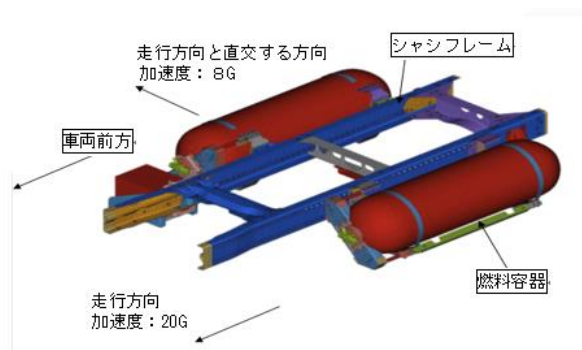
- CNG自動車に備えるガス容器に関する基準について、ガス容器の取付方法等以外に関する基準についても、協定規則第110号の技術的要件に適合しなければならないこととします。\*

- LNG自動車に備えるガス容器に関する基準を新設し、当該ガス容器は燃料満載時に下表の加速度に耐えられるよう取り付けなければならない等、協定規則第110号の技術的要件に適合しなければならないこととします。

※ ガス容器の取付方法等に係る基準は既に協定規則第 110 号を採用済

乗用自動車	貨物自動車	基準
乗車定員9人以下のもの	車両総重量 3.5t 以下のもの	・走行方向に 20G ・走行方向と直交する水平方向に8G
乗車定員9人を超え、 車両総重量5t 以下のもの	車両総重量 3.5t を超え、 12t 以下のもの	・走行方向に 10G ・走行方向と直交する水平方向に5G
乗車定員9人を超え、 車両総重量5t を超えるもの	車両総重量 12t を超えるもの	・走行方向に 6.6G ・走行方向と直交する水平方向に5G

(乗車定員 9 人以下の乗用自動車、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車の例)



**【適用時期】**

新 型 車 : 平成 32 年 3 月 1 日

継続生産車 : 平成 33 年 3 月 1 日

**(2) 座席ベルトに関する改正 (保安基準第 22 条の 3、細目告示第 30 条、第 108 条、第 186 条関係)**

「座席ベルトに係る協定規則 (第 16 号)」が改訂されたことに伴い、座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置 (以下「シートベルトリマインダー」という。) について、当該装置を備えなければならない自動車及び座席の範囲を拡大<sup>※1</sup>します。

※1 現行の規定では乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び小型又は軽の貨物自動車の運転者席のみ対象

**【適用範囲】**

- 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)

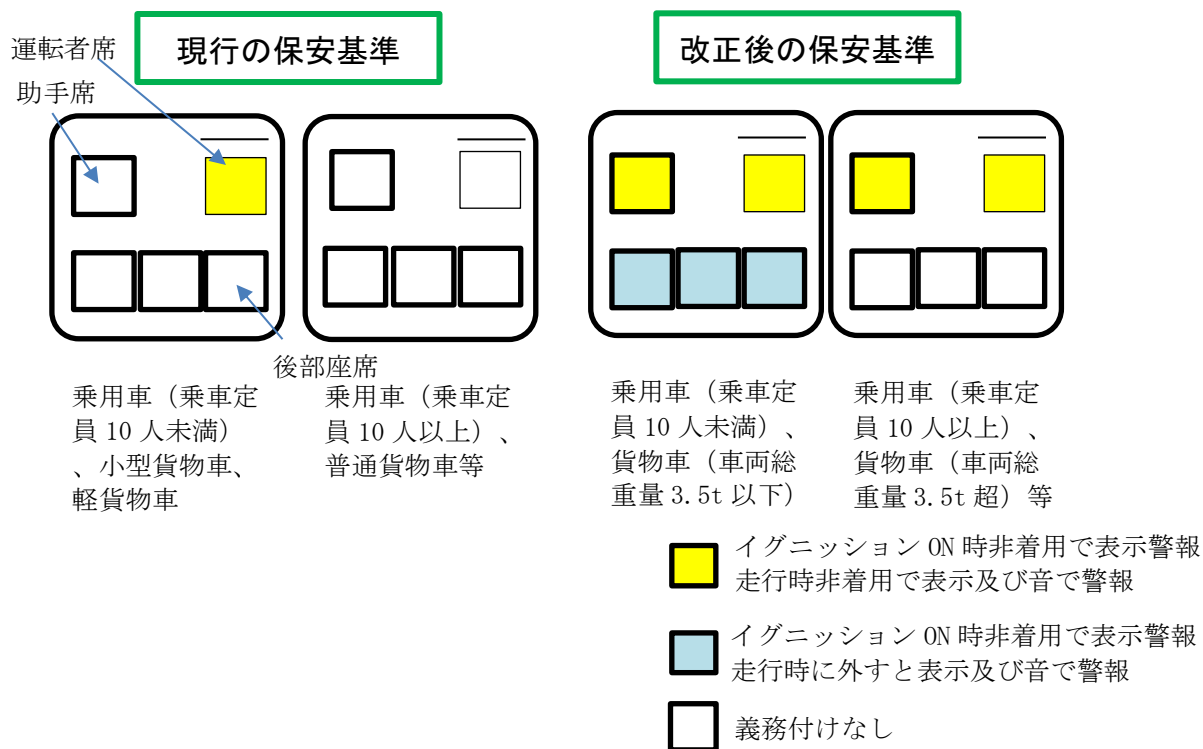
**【改正概要】**

- 自動車の運転者席及び助手席並びにこれらと並列の座席について、イグニッション ON 時非着用の場合に表示で警報を、走行時非着用の場合に表示及び音で警報を行うシートベルトリマインダーを備えなければならないこととします。<sup>※2</sup>

- 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物自動車の後部座席について、イグニッション ON 時非着用の場合に表示で警報を、走行時に座席ベルトを外すと表示及び音で警報を行うシートベルトリマインダーを備えなければならないこととします。<sup>※3</sup>

※2 車いす移動車の座席等の一部の座席は対象外

※3 キャンピングカー及び霊柩車の後部座席は対象外



#### 【適用時期】

新型車：平成 32 年 9 月 1 日<sup>※</sup>

<sup>※</sup>取外し可能な座席等を備えた自動車については、当該座席部分は平成 34 年 9 月 1 日以降の新型車に適用

### (3) 年少者用補助乗車装置に関する改正（保安基準第 22 条の 5、細目告示第 32 条、第 110 条、第 188 条関係）

旧チャイルドシート規則及び新チャイルドシート規則が改訂されたことに伴い、これらの規則の基準を満たさなければならない年少者用補助乗車装置（以下「チャイルドシート」という。）の範囲を拡大等します。

#### 【適用範囲】

- ISOFIX チャイルドシート（チャイルドシート取付具で取り付けるチャイルドシート）

#### 【改正概要】

- ① 非一体型汎用 ISOFIX チャイルドシートに係る基準について、現行の規定においては、旧チャイルドシート規則の技術的要件に適合しなければならないこととし、走行方向からの衝突時に一定の保護性能を有する必要がありますが、改正後

は新チャイルドシート規則の技術的要件に適合しなければならないこととし、走行方向と直交する方向からの衝突時にも一定の保護性能を有さなければならないこととします。

- ② 一体型汎用 ISOFIX チャイルドシートに係る基準について、現行の規定においては、旧チャイルドシート規則又は新チャイルドシート規則の技術的要件に適合しなければならないこととされていますが、改正後は新チャイルドシート規則の技術的要件に適合しなければならないこととします。
- ③ 最高速度 20km/h 未満の自動車については、チャイルドシート取付具を設置しなくてもよいこととします。



非一体型汎用  
ISOFIXチャイルド  
シートの例



一体型汎用 ISOFIX  
チャイルドシート  
の例

#### 【適用時期】

- ① : 平成 34 年 9 月 1 日
- ② : 平成 29 年 9 月 1 日
- ③ : 公布日

#### (4) 制動装置に関する改正（細目告示第 15 条、第 93 条、第 242 条、第 258 条関係）

「二輪自動車の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」が改訂されたことに伴い、以下のとおり基準を改正します。

#### 【適用範囲】

- 二輪自動車（エンデュアロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車※を除く。）及び原動機付自転車

※オフロード競技用の二輪自動車

#### 【改正概要】

- 二輪自動車等について、アンチロックブレーキシステム（ABS）の作動を停止させることができる機能を原則として有してはならないこととします。

#### 【適用時期】

新 型 車 : 平成 30 年 9 月 1 日  
継 続 生 産 車 : 平成 33 年 9 月 1 日

#### (5) 窓ガラスの貼付物に関する改正（細目告示第 39 条、第 117 条、第 195 条関係）

車室内の運転者のドライブレコーダーの映像が、効果的な運転者への安全運転指導

や事故調査・分析等に利活用されることに鑑み、前面ガラスに車室内の運転者の状況に係る状況を入手するためのカメラを設置することができるよう、以下のとおり基準を改正します。

【適用範囲】

- 前面ガラスを有する自動車（被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 事故時や運行中の運転者の状況に係る情報を入手するためのカメラについて、道路及び交通状況に係る情報を入手するためのカメラの設置が認められている範囲と同一の範囲<sup>\*</sup>に限り、前面ガラスに設置することができることとします。

<sup>\*</sup>車室内後写鏡により遮へいされる範囲等のほか、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長 20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって、車両中心面と平行な面上のガラスの開口部から 150mm 以内の範囲

【適用時期】

- 公布日

(6) その他

- タイヤの回転部分が当該部分の直上の車体より外側方向にはみ出してはならないことについて、ラベリング等の厚み部分にはみ出しに含まないものとする改正を行い、公布日から適用します。
- 自動車の排気管の向きに係る基準を廃止し、公布日から適用します。
- 既に日本が採用している以下の各協定規則について項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、形式的な改正を行います。

【改訂された協定規則】

- ・ 後写鏡等及び後写鏡等取付装置に係る協定規則（第 46 号）
- ・ 灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）
- ・ 操作装置に係る協定規則（第 121 号）
- ・ バス座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 80 号）

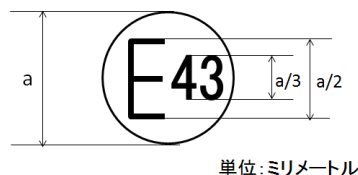
## II. 装置型式指定規則の改正

「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車の安全基準に係る協定規則（第 110 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととし、これに伴う項目の整理等、所要の改正を行います。

【改正概要】

- 特定装置の種類について、CNG 自動車及び LNG 自動車に備える燃料制御保護装置及び燃料タンク取付装置を追加します。
- 「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス自動車の安全基準に係る協定規則（第 110 号）」に基づき認定された CNG 自動車及び LNG 自動車に備える燃料制御保護装置及び燃料タンク取付装置は、型式指定を受けたものとみなすこととします。

- 座席ベルト、二輪自動車の制動装置及びチャイルドシートについて、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。
- 型式指定を受けたものであることを示す特別な表示（下図の様式）について、CNG自動車及びLNG自動車に備える燃料制御保護装置及び燃料タンク取付装置のものは $a \geq 8$ とします。



### Ⅲ. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1型式につき12.5万円から64.2万円までの範囲で規定することとします。

#### 3. スケジュール

公布：平成29年6月22日

施行：平成29年6月22日（（1）については平成29年6月30日）

※協定規則（原文）については次のとおりです。

<http://www.unece.org/trans/areas-of-work/wp29/working-parties-and-documents/world-forum-for-harmonization-of-vehicle-regulations-wp29/adopted-proposals/170th-session-nov-2016.html>